

火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分（傍縁部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分（傍縁部分は改正部分）</p> <p style="text-align: center;">昭和四十七年一月十三日 建設省告示第三十一号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）第百二十六条の二第一項第五号の規定に基づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を次のとおり定める。</p> <p>火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、令第百十二条第一項第一号に掲げる建築物の部分（令第百二十六条の二第一項ただし書第二号及び第四号に該当するものを除く。）で、次の第一から第四までに該当するものとする。</p> <p>第一 令第百二十六条の二第一項に掲げる防煙壁で区画されていること。</p> <p>第二 天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の高さが三メートル以上であること。</p> <p>第三 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としてあること。</p>	<p>建築物の部分で、建築基準法施行令第百二十六条の三第一号の規定に適合する防煙壁の区画をし、かつ、同条第九号の規定に適合する排煙機を設けた建築物の部分と同等以上の効力があると認める件</p> <p style="text-align: center;">昭和四十七年一月十三日 建設省告示第三十一号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第百二一号）第三十八条の規定に基づき、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）第百二十二条第一項第一号に掲げる建築物の部分（令第百二十六条の二第一項ただし書第二号及び第四号に該当するものを除く。）で、次の第一から第四までに該当するものについては、令第百二十六条の三第一号の規定に適合する防煙壁の区画をし、かつ、同条第九号の規定に適合する排煙機を設けた建築物の部分と同等以上の効力があると認める。</p> <p>第一 令第百二十六条の二第一項に掲げる防煙壁で区画されていること。</p> <p>第二 天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の高さが三メートル以上であること。</p> <p>第三 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としてあること。</p>

第四 排煙機を設けた排煙設備にあつては、当該排煙機は、一分間に五百立方メートル以上で、かつ、防煙区画部分の床面積（二以上の防煙区画部分に係る場合にあつては、それらの床面積の合計）一平方メートルにつき一立方メートル以上の空気を排出する能力を有するものであること。

附 則

この告示は、平成十二年 月 日から施行する。

第四 排煙機を設けた排煙設備にあつては、当該排煙機は、一分間に五百立方メートル以上で、かつ、防煙区画部分の床面積（二以上の防煙区画部分に係る場合にあつては、それらの床面積の合計）一平方メートルにつき一立方メートル以上の空気を排出する能力を有するものであること。